

シンポジウム「再審法改正の実現に向けて」

再審法改正実現本部本部長代行 河井 匡秀 (49期)

1 えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

刑訴法第4編「再審」(以下「再審法」という)は、500を超える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

日弁連は、2019年10月の人権擁護大会(徳島)において「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、2022年6月に再審法改正実現本部を設置し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

また、同月27日に、大阪高裁は「日野町事件」で再審開始を認める決定を行い、同年3月13日には、東京高裁が「袴田事件」で再審開始を認める決定を行った。

2 これらを受けて、当会は、本年3月18日、「再審法改正実現シンポジウム—再審法改正の実現に向けて—」を、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とともに主催し、日弁連と共催して開催した。

第1部として、鴨志田祐美弁護士(京都弁護士会、大崎事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部本部長代行)の基調講演が行われた。再審法改正の必要性、とりわけ、①再審請求手

続における全面的な証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止が必要であることを、非常に熱意を持って、大変分かりやすく説明いただいた。



基調講演

第2部として、鴨志田弁護士、水野智幸弁護士(第一東京弁護士会、元裁判官、法政大学法科大学院教授、袴田事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部委員)、神山啓史弁護士(第二東京弁護士会、足利事件弁護団、東電女性社員殺害事件弁護団、名張事件弁護団)をパネリスト、泉澤章弁護士(東京弁護士会、足利事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部事務局次長)をコーディネーターに迎え、パネルディスカッションが行われた。再審事件の弁護活動の苦労や実情、再審事件の審理の実態、そしてこれらに基づく再審法改正の必要性について、パネリストの豊富なご経験等に基づき活発な意見交換が行われた。

また、会場からは、村山浩昭弁護士(東京弁護士会、静岡地裁で袴田事件の再審開始決定を出した元裁判長)、根本渉弁護士(第一東京弁護士会、福岡高裁宮崎支部で大崎事件の再審開始を認める決定を出した元裁判長)からご発言をいただき、元裁判官の立場からも再審法改正が必要であることを述べられた。袴田ひで子氏(袴田巖氏の姉)からはビデオレターをいただき、袴田事件の再審開始の確定、再審無罪判決に向けて、あらためて支援を訴えられた。

本シンポジウムには、150名以上(会場参加70名、オンライン参加81名)が参加し、再審法改正の早期実現の必要性が確認された。

3 当会は、本年4月から再審法改正実現本部を設置し、再審法改正の実現に向けた活動を開始している。また、本年5月の当会定期総会において、「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

再審についての社会の関心はかつてない程に高まっており、再審法改正を実現するには、今を置いてほかにない。

本シンポジウムの成果も踏まえて、日弁連とも連携し、今後も当会として再審法改正の実現に向けて努力していきたいと思っている。